第三十九条第四項	所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき所得税法第百五十三条の二第一項各号又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第二十一条第三項各号
第六十六条の七第四項、第六十六条の九の三第四項、第六十八条の九十一第四項及び第六十八条の九十三の三第四項	）及び法人税	）、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）及び法人税
第六十六条の七第四項、第六十六条の九の三第四項第一号、第六十八条の九十一第四項第一号及び第六十八条の九十三の三第四項第一号	、法人税	、復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）、法人税

を　に

改め、同表外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の項中「同条第三項」を「同条第五項」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第九項」に改め、同表租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の項中「同条第六項」を「同条第九項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に、「第二十八条第六項」を「第二十八条第九項」に改め、同表内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の項の次に次のように加える。

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）	第四十一条の二	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
	第六十九条の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
	第八十一条の八の二第一項	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
	第八十一条の十五の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
	第百四十二条の六の二	所得税の額	所得税の額及び復興特別所得税の額
	第百四十四条の二の二第一項	所得税の額	所得税及び復興特別所得税の額
地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）	第十二条の二第一項	法人税法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下この条において「特別措置法」という。）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法

第十二条の二第二項	法人税法		特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
第十二条の二第三項	法人税法		特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
	つき同法		つき法人税法
第十二条の二第五項	法人税法		特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法
	同法		特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法

第三十三条第二項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削る。

第六十条の見出しを「（外国法人の提出する申告書に係る記名押印）」に改め、同条中「法人の提出する」を「外国法人が」に改め、「及び当該申告書」を削り、「修正申告書」の下に「を提出する場合」を加える。

第六十三条第一項の表地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の項中「（平成二十六年法律第十一号）」を削り、同条第十六項中「税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）その他の」を「法人税に関する」に改める。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条　削除

（租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三十六条第五項中「係る農地等」の下に「農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項第一号中「耕作」の下に「農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加える。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十一条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十五条第四項中「係る農地等」の下に「農地法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「農地法」を「同法」に改め、同項第一号中「耕作」の下に「（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）」を加える。

第二十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち消費税法第三十条第九項第一号の次に一号を加える改正規定中「適格請求書」の下に「又は適格簡易請求書」を加える。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定（同法第五十七条の四第三項に係る部分に限る。）中「及び第五項」を削り、同改正規定（同法第五十七条の四第五項に係る部分に限る。）中「、あらかじめ、課税資産の譲渡等を受ける他の事業者の承諾を得て」を削り、「、適格請求書」の下に「、適格簡易請求書」を加え、同改正規定（同法第五十七条の四第六項に係る部分に限る。）中「適格請求書若しくは適格返還請求書」を「これらの書類」に改め、同改正規定（同法第五十七条の六第一項に係る部分に限る。）中「適格請求書に」を「これらの書類に」に改める。